

## ぎふ木育ひろば地域支援拠点認定取扱要領

平成30年3月20日恵森第824号  
一部改正 平成30年9月18日恵森第257号  
一部改正 令和3年3月31日恵森第514号  
一部改正 令和4年3月30日恵森第592号

### (趣旨)

第1条 ぎふ木育ひろば認定要領第2条第2項の「地域支援拠点」の取扱いについては、この要領により定める。

### (認定の要件)

第2条 ぎふ木育ひろばの認定を受けた施設のうち、以下の要件を満たす施設を「地域支援拠点」として認定することができる。

- (1) 概ね100㎡以上の広さが確保され、豊富なぎふ木育の実績を有していること。
- (2) ぎふ木育を実施する上で、専門的な知識、ノウハウを有する専従スタッフが常駐、又は活用する体制が確保されていること。
- (3) 県や市町村等と連携して「ぎふ木育」に関するイベント、研修会、勉強会等の実施、受入れが可能なこと。

### (計画承認の手続き)

第3条 認定を受けようとする、ぎふ木育ひろば地域支援拠点の管理者（以下、「施設管理者」という。）は、計画承認申請書（別記第1号様式）に、実施計画書（別記第2号様式）を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の実施計画書を審査し、第2条の要件を満たし、地域支援拠点として適当と認める場合に、計画承認通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

### (計画に対する支援)

第4条 前条第2項の計画承認通知書の交付を受けた、認定を受けようとする施設管理者は、岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領（平成24年3月23日付け林第759号林政部長通知）に基づき、ぎふ木育ひろばの拡充に必要な木育教材の購入等に係る経費に対する補助金を受けることができる。

- 2 県は、承認した計画の実施について、前項に掲げる事業により、予算の範囲内で、重点的に支援を行う。

### (計画の変更申請)

第5条 認定を受けようとする施設管理者は、第3条の承認を受けた計画について、以下

の変更をする場合は、計画変更承認申請書（別記第4号様式）に変更部分を明示した実施計画書（別記第2号様式）を添付し、知事に提出しなければならない。

（1）導入予定の木育教材の製品名の変更、若しくは、数量、経費の20%を超える増減（ただし、入札等による減額であって、製品名、数量に変更がない場合を除く。）

2 知事は、前項に基づき、計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、計画変更承認通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（認定）

第6条 知事は、第4条の補助事業に係る実績報告書等により、地域支援拠点の認定要件を満たしたことを確認したときは、地域支援拠点として認定し、認定証（別記第6号様式）及び銘板を交付するものとする。

（認定名簿への記載・抹消）

第7条 知事は、地域支援拠点認定施設に関する情報を認定名簿（別記第7号様式）に記載するとともに、県のホームページで公開するものとする。

2 知事は、地域支援拠点認定施設としてふさわしくない行為等があった施設又は運営を辞める施設について、認定証及び銘板を返還させ、認定施設名簿から削除することができる。

（変更に係る届出又は協議）

第8条 施設管理者は、認定名簿に記載された事項に変更（認定の要件に係る事項の変更を除く。）があったときは、認定名簿の記載事項変更届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 施設管理者は、認定の要件に係る事項を変更するときは、あらかじめ記載事項変更協議書（別記第9号様式）により、知事に協議をし、承認を得なければならない。

3 知事は、前項の届が提出されたとき、又は、協議に対して承認したときは、認定名簿を更新するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月18日から施行する。

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。